

専決処分の報告について

秦野市情報公開条例及び秦野市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

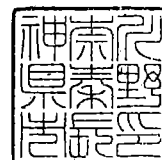


専 決 処 分 書

秦野市情報公開条例及び秦野市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和7年2月3日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 1 号

秦野市情報公開条例及び秦野市市税条例の一部を改正する条例

(秦野市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 秦野市情報公開条例（平成 17 年秦野市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「同法第 2 条第 9 項」を「同法第 2 条第 10 項」に改める。

(秦野市市税条例の一部改正)

第 2 条 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 5 号 秦野市情報公開条例及び秦野市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
秦野市情報公開条例の一部改正	
(秦野市情報公開・個人情報保護審査会) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前 2 項に規定する審査のほか、この条例で定める事項及び行政情報の公開に関する重要な事項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 7 条第 1 項に規定する評価書に記載された<u>同法第 2 条第 1 0 項</u>に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項に係る実施機関からの諮問について、申し、又は建議する。 4 - 6 (略)	(秦野市情報公開・個人情報保護審査会) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前 2 項に規定する審査のほか、この条例で定める事項及び行政情報の公開に関する重要な事項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 7 条第 1 項に規定する評価書に記載された<u>同法第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項に係る実施機関からの諮問について、答申し、又は建議する。 4 - 6 (略)
秦野市市税条例の一部改正	
(市民税の申告) 第 1 6 条 (略) 2 (略)	(市民税の申告) 第 1 6 条 (略) 2 (略)

3 市長は、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなった者に対し、その該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。第41条第1号、附則第20項第1号及び附則第21項第1号において同じ。）、その該当することとなった日その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 市長は、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当することとなった者に対し、その該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。第41条第1号、附則第20項第1号及び附則第21項第1号において同じ。）、その該当することとなった日その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。